都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、 この開発区域を表示した図書は、 奈良県高田土木事務所にお VI て閲覧できます。

令和六年三月二十二日

奈良県知事 山 下 真

#### 一許可番号

令和五年十一月十五日奈良県指令高土第二八一九号

令和六年二月二十日奈良県指令高土第二八ー九ー一号

### 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年三月七 日高土第一〇五〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年三月七日高土第四五 ○号

## 三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市今泉六七六番一、 六七六番六、 六七六番七、 六七六番八、 六七六番九、 六七

六番一〇、六七六番一一及び六七六番一二

# 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市今泉四二〇番五

#### 楠本由人

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市今泉六七六番九

下水道 香芝市今泉六七六番九の一部

#### 許可番号

令和五年十二月一日奈良県指令高土第二八一一一号

### 一 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年三月十一日高土第一○五一号

## 三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市今泉四八三番

# 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市八木町三丁目一一一一